

- 医薬品製造業許可申請書
- 組織規定図又は業務分掌表<申請者が法人であるとき>
- 登記事項証明書<申請者が法人であるとき>
※発行してから3か月以内のもの
- 雇用証明書<製造管理者の分>
※製造管理者が開設者又は法人の役員の場合は不要
- 製造管理者の資格を証明する書類<原本と写し>
- 登録試験検査機関との利用契約書<原本と写し>
- 申請者が現に他の製造業の許可または登録を受けている場合にあっては、当該製造業の許可証又は登録証の写し
- 添付書類省略
※次のいずれかの場合に該当し、登記事項証明書又は製造管理者の雇用証明書・資格を証明する書類の添付を省略する場合
 - ・登記事項証明書をすでに札幌市保健所に提出している（同一開設者であり、かつ、現在と変更事項がないものに限る）
 - ・雇用証明書、資格を証する書類をすでに札幌市保健所に提出している（同一開設者に限る）